



津和野町

9月定例会

No.4

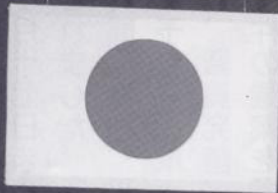
平成18年

11/15

発行 津和野町議会
〒699-5221
津和野町日原245番地1
津和野町役場第2庁舎
TEL 0856-74-0089
印刷 津和野印刷

議会だより

新「津和野町」発足一周年記念式典



- 平成18年度補正予算
- 意見書・請願処理
- 一般質問
- 平成17年度決算認定
- 条例の廃止・改正・設定

新町一周年を迎えて

(一周年記念式典挨拶文より抜粋)

津和野町議会議長 後山 幸次

わが新津和野町は、平成十七年九月二十五日をもって新町制を施行いたし、一周年を迎えたのであります。

しかし、過疎化が進む当町のよう中山間地域においては、諸課題が山積しておりその対策を図っていく必要があります。

また、まちづくりの基本理念や基本目標は町民の皆様方が新しい町に誇りを持ち、心の豊かさや実感できる本当に住んで良かったと思えるものでなくてはなりません。

この先、一日も早く町民の一体感の醸成を図り、融和のもとに力を合わせて新しいまちづくりに向かって進むことが重要であります。

議会といたしましても、執行部と英知を集結して、両輪のごとく、町政発展に努力を重ね、町民の負託に応える覚悟であります。

今後とも一層のご指導、ご協力をお願い申し上げます。

平成18年

9月定例会開催される!

平成18年度補正予算、平成17年度決算認定など総数41件の議案を審議、うち39件承認、2件の請願については請願審査特別委員会を設置し、付託。

九月定例会が九月二十二日

から十月十七日までの会期で開催されました。各種報告や一般質問に続き、平成十八年度補正予算、平成十七年度決算認定、議員発議、請願など全四一件の議案を審議しました。そのうち、三九件を承認し、石西厚生農業協同組合連合会より出された請願二件については、請願審査特別委員会を設置し、付託しました。

平成十八年度

一般会計補正予算

(第二号)

一億一、三六万七千円を追加して
総額

七〇億一、五八五万二千円

【歳入の主なもの】

地方交付税

普通交付税

五、〇〇〇万円

国庫支出金

災害復旧費国庫負担金

八九六万六千円

県支出金

災害復旧費県補助金

一、五八〇万八千円

町債

災害復旧費

一、五七〇万円

【歳出の主なもの】

民生費

繰出金(国保特別会計へ)

七七六万八千円

農林水産業費(林業費)

町行造林事業費(下刈り等委託料)

土木費(道路橋梁費)

△六九七万六千円

道路維持費(工事請負費)

一、二二六万五千円

土木費(都市計画費)

委託料(循環バス・スーパーモデル地区事業)

△八一六万円

災害復旧費(農林水産施設)

工事請負費(島農地他)

一、二〇一万六千円

工事請負費(林道三子山線)

二、七四一万一千円

測量設計業務委託料

五五五万九千円

災害復旧費(公共土木施設)

工事請負費(日浦線他)

一、二六七万八千円

諸支出金

国県支出金還付金(償還金)

利子及び割引料)

六二二万七千円

特別会計補正予算

国民健康保険特別会計

(第二号)

五、〇九八万五千円を追加し、
総額一、二億九、二万五千円

【歳入の主なもの】

保険財政共同安定化事業交付金

四、七一五万六千円

一般会計繰入金

七七六万八千円

【歳出の主なもの】

高額医療共同事業拠出金

四、六二九万三千円

退職者医療交付金償還金

八〇八万三千円

介護保険特別会計

(第二号)

三二四万二千円を追加し、
総額

一〇億五、八四二万七千円

簡易水道事業特別会計

(第三号)

二億五、七四四万九千円を追加し、
総額

八億二、〇七五万二千円

旧津和野町水道事業会計は、
企業会計でしたが、給水人口
が五千人を割ったことにより、
津和野町簡易水道特別会計に
統合されることになりました。
次の三つの款に会計が分けら
れます。

旧津和野町簡易水道事業

旧日原町簡易水道事業

津和野地区水道事業

追加分のほとんどは、この

津和野地区水道事業費です。

下水道事業特別会計

(第二号)

三八万八千円を追加し、
総額二億八、六八八万七千円

【歳入の主なもの】

国庫補助金

二、〇〇〇万円

町債

△一、五九〇万円

農業集落排水事業特別会計

(第二号)

二万円を追加し

総額二六八万七千円

意見書・宣言決議

議員発議による意見書と宣言決議を全員賛成で採択し、関係機関に提出しました。

地域医療体制確保に

関する意見書

一、診療報酬の設定に当っては、地方の意見を尊重し、特に中山間地域病院の経営に配慮した検討をされること。

二、医師の標欠病院に対する入院基本料の減算や、医師数により点数を差別化する診療報酬大系を見直すこと。

三、医師の地域偏在は是正対策を講じ、都市と地方との格差を埋めること。

四、地方の医師不足地域における医師確保の観点から、自治医科大学並びに医師不足地域の大学医学部の入学定員を増員すること。

五、女性医師の確保を図るため、産休、育休代替要員の確保等、就労環境の整備を図ること。

以上の点につきまして強く要望申し上げます。

□提出先 国の関係省及び衆参両院議長、県選出国会議員

飲酒運転追放に

関する宣言決議

私たちは、飲酒運転が死亡事故をはじめ重大な交通事故につながる危険かつ反社会的な行為であること、さらに交通事故は被害者とその家族はもちろん、加害者とその家族にとっても大変深刻で痛ましい結果をもたらすものであることを十分自覚し、地域、職場そして家族が一体となつて飲酒運転を追放し、安全で快適な町づくりを寄与しなければならぬ。ここに津和野町議会は、町民が地域、職場、家庭等において、飲酒運転による交通事故の悲惨さと責任の重大さについて真剣に話し合い、

一、運転免許所持者は、いかなる事情があろうとも、飲酒運転をしない。

二、車で出かける人や車での訪問者には、酒を勧めない。

三、飲酒者が運転をしようとする車には、同乗せず、運転させない。

以上三ない運動を推進し、安全で明るい町づくりに努めるよう呼びかけると共に、議員が先頭に立つて飲酒運転の追放に努めることをここに宣言する。

□提出先 島根県知事、島根県警察本部長、津和野町長、津和野警察署長。

請願

○出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取り締まりに関する法律」及び「貸し金業の規制等に関する法律」の改正を求める請願（第三号）

□請願者 高金利の引き下げを求める住民会議 代表 吉岡勝弘

□紹介議員 青木克弥

*全員賛成で採択されました。

○出資法の上限金利の引き下げ等、「出資の受け入れ、預り金及び金利等の取締まりに関する法律」及び「貸し金業の規制等に関する法律」の改正を求める意見書。

利息制限法（二九・二％）の上限金利を超えた部分は「払う必要のない利息」であるにもかかわらず、貸金業者は、利息制限法に定める所定金利に改めることなく、法を知らない債務者に何らの説明することなく、本来無効の利息を違法に受け続けています。平成十九年一月には出資法の上限金利を見直す時期を迎えます。国においては、資金業規制法四十三条の存続意義がなくなつたいま、同条を廃止することに加え、住民が安心して経済生活を送ることが出来る適正な金利規制がなされるよう、次記の法改正がなされるよう強く要望する。

一、出資法第五条の上限金利を、利息制限法第一条の制限金利まで引き下げること。

二、貸金業規制法四十三条のいわゆる「みなし弁済」規定を撤廃すること。

三、出資法における日賦貸金業者及び電話担保金融に対する特例金利を廃止すること。

*全員賛成にて採択、左記へ提出しました。

□提出先 衆参両院議長、内閣総理大臣、その他関係各大臣

○国の療養病床の廃止・削減計画の中止等の意見書採択等を求める請願（第四号）

□請願者 島根県保険医協会 会長 古沢正治

□紹介議員 竹内志津子

*賛成多数で採択されました。

○療養病床の廃止・削減計画の中止を求める意見書

先の通常国会において「医療制度改革関連法」が成立した。これにより今後六年間で現在三十八万床ある療養病床のうち二十三万床（六割）が削減されることになった。又七月一日から、療養病床の入院基本料が大幅に削減されている。療養病床を持つ大半の医療機関が大きな減収を強いられ、医療機関の四十五％が「療養病床の閉鎖」「他の施設への転換」に追い込まれていることが明らかになっている。しかし島根県の第三期介護保険事業計画では、介護施設数は、すでに国の示す参酌標準を超えており、今のところ、国や島根県の計画が見直されない限り、医療機関が病棟（病床）を介護施設へ転換できる余地はないと考えられる。このまま行けば、多くの療養病床をもつ医療機関が経営破綻に追い込まれる一方、どこにも行き場のない、「医療難民」「介護難民」があふれることは明らかである。ついては、地域住民が、いつでも、どこでも安心して医療や介護が受けられ

るようにするために、左記の事項を要望する。

一、療養病床の削減計画を中止すること。

二、国民が安心して暮らせるように、介護保険事業計画の参酌標準を見直し、医療、介護、福祉制度や施設等の基盤を充実させること。

*賛成多数にて採択、左記へ提出しました。

□提出先 衆参両院議長、衆参両院厚生労働委員長、内閣総理大臣、その他関係各大臣

同様の趣旨で国へ意見書进行することと、医療、介護、福祉の充実を求める意見書を島根県知事にも提出しました。

◆ ◆ ◆
その他石西厚生連から、平成十八年度財政支援に関する請願。「石西厚生連抜本的経営改善」に関する請願。二件が提出されました。津和野町民にとって大変重要な請願である為、請願審査特別委員会（議長を除く全議員）に付託し慎重に審議することとなっております。

平成十七年度

一般会計、各特別会計及び 水道事業会計を審査、認定する

合併して新町発足の決算で、中途からの予算執行のため前年度との比較検討や分析はできなかったが十案件について九月二十八日から十月四日まで四日間に行われ、本会議でそれぞれ認定した。

△平成十七年度一般会計歳入歳出決算の認定について

- ・歳入総額 五八億二、六六九万円
- ・歳出総額 五七億一、一六五万円
- ・差引収支は一億五〇四万円の黒字決算である。

・主な意見

不納欠損は町民税三八万円、固定資産税一〇九万円、軽自動車税四千円の合計一四七万である。高齢化や景気低迷などにより難しい徴収ではあるが善良な納税者との公平性からも法的手段もふまえて厳しい徴収姿勢

勢で臨むべきであり滞納額と欠損処理を増加させない努力を要望する。

・採決の結果 多数で認定

△平成十七年度電気通信事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- ・歳入総額 一、二三五万円
- ・歳出総額 一、二二三万円
- ・差引収支三万円の黒字決算である。
- ・採決の結果 全員で認定

△平成十七年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- ・歳入総額 七億四、四九二万円
- ・歳出総額 七億一、九五八万円
- ・差引収支二、五三三万円の黒字決算である。
- ・財政調整基金三千万円の取り

崩しがある。

・主な意見

医療費、保険税の適正化及び収納率向上の努力を要望する。

・採決の結果 全員で認定

△平成十七年度老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

- ・歳入総額 二億一、九六六万円
- ・歳出総額 二億二、九六一万円
- ・差引収支九九四万円の赤字決算である。
- ・採決の結果 全員で認定

△平成十七年度介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

- ・歳入総額 六億一、五五五万円
- ・歳出総額 五億九、七七四万円
- ・差引収支二、七八一万円の黒字決算である。
- ・採決の結果 全員で認定

△平成十七年度簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- ・歳入総額 二億一、八七九万円
- ・歳出総額 二億六、五四〇万円
- ・差引収支四、六六一万円の赤字

決算である。

・採決の結果 全員で認定

△平成十七年度下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- ・歳入総額 二億一、四百二〇万円
- ・歳出総額 二億九三四万円
- ・差引収支四八六万円の黒字決算である。
- ・主な意見

引き続き加入率の向上促進に努力することを要望する。

・採決の結果 全員で認定

△平成十七年度農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- ・歳入総額 三三九万円
- ・歳出総額 一六四万円
- ・差引収支一七五万円の黒字決算である。
- ・採決の結果 全員で認定

△平成十七年度奨学基金特別会計歳入歳出決算の認定について

- ・歳入総額 八六六万円
- ・歳出総額 八五九万円



差引収支七万円の黒字決算である。

・主な意見

町内の対象者に公平な貸付をするためにも基金の一本化の検討が必要である。

・採決の結果 全員で認定

△平成十七年度水道事業決算の認定について

・営業収益的収支

・収支総額

・支出総額

・当年度純損失

六、七三三万円

七、八九五万円

一、一六二万円

・資本的収支

・収入総額

・支出総額

四四五万円

四、二八〇万円

差引き三、八三四万円の資金不足が生じ、不足額を過年度分損益勘定留保資産で補填している。

・主な意見

水道料の滞納額が前年度より一〇三万円増になっている。更なる滞納整理を望む。

・採決の結果 賛成多数で認定

△基金残高

一七億二、六五四万円で合併時より六億三三八万円増加。

△地方債残高

二二八億四、九八一万円で合併時より八億一、一七七万円増である。

決算審査特別委員会委員

委員長

副委員長

委員

齊藤 和己

下森 博之

青木登志男

藤井貴久男

青木 克弥

中岡 誠

道信 俊昭

一般質問

合併協議会後の再編はどの様になっているか

問 合併協議後の事業再編について

行財政改革推進本部に小委員会を置き、専門部会を四部会設置し第一専門部会で再編「合併協定項目の検証」とあるが、合併後整理されていない件数と主な協議事項をお伺いする。

答 協議会協定項目で九十一項目中九、幹事会項目三十一項目中二項目が未検討である。

「合併協定項目の検証」の項目は十一項目が現在検討中である。最も急がれる事項ではバス路線及びスクールバスの運行体制で、新たな交通システムで総合的に検討する。通学用自転車貸与、通学ヘルメット補助についても同様。十九年度再編に向け現在検討中は農道管理及び通学費補助等である。

町民運動会は検討中。

土地改良事業は平成二十二年度新事業の策定までに検討中。

中岡 誠

討。敬老会事業では本年度八十八歳と百歳以上の方には記念品贈呈予定、事業全般については検討中。

その他上水、簡易水道事業は平成二十三年度、公民館は公民館運営審議会で検討中である。

問 津和野町若者定住奨励金について

合併協議で十八年度再編とあり、早期に再編しないと不公平感が生じるのでは、今年度内に新たな制度が出来るのか。又、年度途中での再編の場合実施年月日は。

答 津和野町定住促進条例として今回改正条例を提案、内容的には各奨励金とも旧津和野町の制度を全町に実施。適用日平成十八年四月一日。産業後継者派遣研修事業適用日平成十八年十月一日。

その他の質問

・地籍調査事業の推進について

森鷗外は「医者」だった。



道 信 俊 昭

問 島根大学医学部の「地域枠推薦入学」について。

島大医学部では山間部の高校生を医師に育てる特別策として「地域枠推薦入学」を行っている。その概略と町の取り組み姿勢を知りたい。

答 この制度は全国に先駆けて島大が取り入れたものである。志願者は出願前に医療機関等での研修を受けると共に将来故郷の地域医療に貢献したいという強い意志を持っていることを町長が面接によって確認する。本町では十八年度から実例があり、今後も積極的に支援していく。

問 医学部（どの大学でもよい）志願者に対する島根県の「医学生地域医療奨学金」について。

答 医学部を卒業後島根県の公的医療機関や山間地等での勤務を志す学生に貸与される。月額は一〇万円で、入学時には特別に約二八万円。さ

らに知事が指定した病院に勤務した場合返還は免除される。

問 本町独自の奨学金は。

旧津和野と旧日原では奨学金制度に違いがあり、金額も違っている。将来一本化するつもりか。

答 本町制度は町村合併協議により旧来の形をとっている。確かに出願資格や金額、貸与期間等に大きな違いがある。（詳細は町教育委員会に問い合わせ）そこでごく近い年度より一本化するつもりである。

意見 津高の新生が一昨年の約半数になった。一方では共存病院の医師不足が病院の存続を危うくしている。この二つの問題を解決するヒントとして「森鷗外は医者だった」という事だ。津高を「医師を目指す学校」として位置づけはどうか。

早期に公民館の整備を！高齢者にきびしい制度改正



青 木 登 志 男

問 公民館の体制について

合併後三年以内に見直すことになっているが旧両町がこれまで築いてきた歴史や文化をお互に認識し、理解しながら三年と言わず一日も早い改善を図ることが「真の一体感」を醸成するためにも非常に重要なことであると考え。その後の協議の進捗状況は。そのあり方について意見を述べ町長のご意見を伺う。

さて本町でこれまで議論され旧町で行なわれてきた公民館の設置及び運営方針について、いずれが良いとか悪いとか、いずれを選択するとかしないとか、ではなく新たな公民館のあり方について検討を重ね、新しい行政運営や町づくりを進めてはいかかが！

◎ イメージを変える意味でも名称を変更し地域をサポートするような、（例）地域センター

◎ 独立した公民館体制が望ま

しい。

◎ 館長は地域から選任され非常勤体制で、主事は若い常勤職員体制とし地域づくりなどを体験。

◎ 高齢化にともない交通手段の確保が今後さらにむしろ少くなる。窓口業務の一部をもった出張的機能をあわせたシステム、特に遠隔地の青原、須川、左鐙、木部、畑迫、小川地区には住民サービスが必要である。

答 従来の枠組みにとらわれずに大きな視点にたつて検討、協議を重ね進めて参る。

問 保険料等にかかわる高齢者の負担について

六五才以上の住民税が六月より値上げされたのに伴い国民健康保険料、介護保険料の値上げなど、制度改正は高齢者にきびしい内容で、全国的には苦情や混乱があると聞くが本町の状況は。

答 大きな混乱もなく内容を説明しご理解を頂いている。

中山間地農業の保持に向けて



青木 克弥

問 新町総合計画について

新町の総合振興計画の進捗状況について具体的な説明を求める。

答 総合振興計画等審議会での花、木、鳥についての結論を出したが具体的な策定期期については平成十九年度の前期の見込み。

問 平成十九年度予算は

来年度予算の編成にあたってどの様な基軸に基づいて査定するのか。特に負担金については整理する必要があるがどの様な考えか。

答 現状では平成二十一年度が最も厳しい財政状況となると考えている。実質公債比率を極力おさえる様努力するとともに枠配分方式で行い歳入過多にならない様編成する。負担金については引き続き検討し抑制に努める。

問 中山間地農業の保持について

来年度から実施される米政

策改革推進対策、品目横断的

経営安定対策、農地水環境保全向上対策の推進にあたっては十分な配慮が求められるが実施についての基本的な考えと推進体制はいかに。また、わさび、たらの芽、榲桲等の更なる発展と荒廃農地や里山の活用対策が望まれるがどうか。

答 農政の大転換としての対策であり、津和野町農業担い手育成総合支援協議会を組織する関係機関との連携を図り、地域振興政策としてもわかりやすいモデル案を示し推進する。地域特産品目の振興については、県単独事業の導入により引き続き更なる振興を図るとともに、多面的機能が低下しないよう努力する。

その他の質問

・新町の観光の具体的な課題は整理されているか。
・CATVの更なる活用を。

町民のいのちを守るために、共存病院の存続を



竹内 志津子

問 教育基本法について

「教育基本法改定案」について教育長の見解を問う。

答 国会の十分な論議を期待し、その状況を見守りたい。

問 教育条件整備について

①耐震診断は進んでいるか。②プールの排水口等の整備状況調査の結果は。③日原地区の学校への虫歯予防のフッ素洗口は導入を見合わせるべきではないか。

答 ①二ヶ月もあれば最終的な報告が出る。②整備不良はなかった。③津和野地区での効果も現れていると思われる。厚労省でも「安全性は確保されている」としている。日原地区でも実施したい。

問 共存病院問題について

①石西厚生連に対して共存病院はどちらに統合すること要望するのか。②財政支援要請に対する町長の意向は。③医師確保や国の医療制度に対する働きかけはどの程度か。

答 ①「統合」の決定はやむ

をえないだろう。方向性については、時間をいただきたい。

②財政支援は、経営改善策等を見極めながら課題とした。③県として厚労省、文科省、総務省に要望している。

問 改定介護保険について

①②サービスが後退した件数とその対応。③地域包括支援センター設立後の問題点。

答 ①②ベッドなど貸与がはずれた人は要介護1で二五名、要支援1で八名、ヘルパーの訪問回数減、時間短縮が各四名。ベッドは、町所有で対応。③課題は多い。円滑な実施に向け関係機関との連携が必要。

問 障害者自立支援について

「つわぶきの里」への財政支援と送迎用の車両の購入は。
答 今までの補助金等が確保できるようにしたい。車両については、法人格の関係や運用方法など「つわぶきの里」とも協議したい。

財政は大丈夫か！

問 一時借入金について

夕張市の破綻で一時借入金の問題となっているが、本町の実はどうか。

答 平成十八年度の一時借入金の限度額は十二億円。これまで十億二千万となっております。今年度の限度額の決定につきましては、起債発行額が約七億円、地方交付税の一回分が約八億円であり、その他を考慮して合計十五億円の八割の十二億円とした。本町の標準財政規模が約四十五億円でありますので、二十六・七％となる。県内の類似団体である吉賀町が十六億円（一般会計予算規模六十三億七千万円）、飯南町が十五億円（一般会計予算規模七十九億三千万円）、美郷町が十億円（一般会計予算規模七十七億二千万円）となっており、当町の限度額が大きいとは考えていないが、今後とも財政運営等に意を用い極力一時借入を抑制し、利子負担の軽減に努めていきたい。

問 CATVについて

ケーブル電話の活用とネット網



藤井 貴久男

を隣接地域（山口県）へ拡大する必要性について考えているか。

答 CATV電話は通話料がからないので各世帯の通信費が削減できる。

CATV電話のシステムは町外のIP電話網に接続できるので現在検討中で、効果が期待できれば開始したい。

県内の局と自営線で結ぶことができない状況にある。阿東町は、今年度ケーブルテレビ事業を初め、管理を山口ケーブルビジョン（株）が行う事となっており、将来的に接続することも方法として検討していく予定である。

問 町行政に優しさの具現について

財政難で町民に、我慢をしてもらう事が多いが、行政も優しさも必要であると思うがどうか。

答 町民が新町の未来を信じ、希望と誇りをもち生活する事が大切である。町広報及び、CATVにおいて、随時紹介を住民の皆さんが身近で優しい行政と感じていただけることを目標に努力していきたい。

共存病院はどうなるのか心配だ

問 共存病院の統合問題

石西厚生連（JAW西いわみを主たる構成員とし、町は準会員の農協連合会）は、国の医療制度改革等の影響を大きく受け、医師不足に拍車、加えて経営効率の悪い零細病院を町内二つ抱えての経営には限界があるとの結論から一つの病院へ統合することを、去る六月三十日決定し突如新聞報道で発表したため、町民は驚きと大きな不安を感じている現状である。これからこの地域の最低限の医療体制がどうなるのかを始め具体的計画を町当局へも示し、町当局も果さなければならぬ責務の中で、英断をもって財政支援を含めた対策を考慮すべきであり、町民に対しても一日も早く、情報の公開と理解を求めることが必要と考えるが町長の所見を伺う。

答 この度、厚生連から請願が提出され、事態はより具体的



沖田 守

的になっているが、病院経営の試算等については、厚生連が経営者として当然行うべきであると考えている。町としては、現状を深く認識し、関係者等の幅広い意見と指導を求めながら、今後津和野町および周辺町村を含む地域における医療体制・医療サービス計画・医療施設の分布とその所有機能等を勘案した具体的な地域医療計画の立案などに取り組んでいく。

問 公共事業の公平公正な競争入札の推進について

八月二十二日の臨時会で上程された工事請負契約は、予定価格に対し八・三％の落札であった、今後も引き続き努力を求める。

答 今年度に入って、八〇％（九〇％台前半）の落札が多くなっている。財政効果の面から、好ましい状況と喜んでいいる。今後共公平公正を旨として努力する。

条例の廃止・改正・設定

◎ 津和野町職員定数条例の一部改正

○現在一二四人を一二七名に改めるもの。

津和野地区の上水道事業はこれまで公営企業として行っていたが、今回これを廃止して、新たに簡易水道事業に統合する為に、公営企業に配置されていた職員を職員定数に加えるものである。

全員賛成で可決

◎ 津和野町非常勤の職員等の報酬及び費用弁償支給条例の一部改正

○職員の健康管理を図るため産業医を設置する為のもので年報酬一二万円。

全員賛成で可決

◎ 島根県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会事務局に勤務する津和野町職員に支給する手当に関する条例の

制定

○医療制度改革の一環で七五歳以上の後期高齢者が加入する新高齢者医療保険制度の運営主体として、県内全市町村でつくる「県後期高齢者医療広域連合」が二〇〇八年四月発足する。その設立準備委員会の事務局に本町職員を出向させるための手当の設定の条例である。

全員賛成で可決

◎ 津和野町消防団条例の一部改正

○ 津和野町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例

○ 津和野町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

○ 津和野町消防団員等公務災害補償条例の一部改正

右記の条例改正はいずれも国

の法律の改正に伴うもので、条例の条文の整理である。いずれも全員賛成で可決

◎ 旧津和野町若者定住促進条例の一部改正

○旧津和野町だけで行われていた

- ・ふるさと就労奨励金
- ・若者ユーターン奨励金
- ・若者転入奨励金
- ・鯉、恋祝い金
- ・出産祝い金
- ・少子化対策推進功労金を全町に対象を拡大し、これに、
- ・農業研修生受入助成金
- ・産業後継者派遣研修事業を加えるというもの。

賛成多数で可決

◎ 津和野町福祉医療費助成条例の一部改正

国の法律の改正に伴うもので、条例の条文の整理である。

全員賛成で可決

◎ 津和野町乳幼児等医療費助

成条例の一部改正

○国の法律の改正に伴うもので、条例の条文の整理である。

全員賛成で可決

◎ 津和野町国民健康保険条例の一部改正

○国の法律の改正に伴うもので、七〇歳以上で一定の所得以上の人の医療費負担を三割とするもの。

○出産育児一時金を三〇万円から三五万円にするもの。

賛成多数で可決

◎ 津和野町水道事業の設置等に関する条例の廃止

○これまで公営企業として行っていた津和野地区の上水道事業を廃止するもの。

全員賛成で可決

◎ 津和野町水道審議会条例の一部改正

○上水道事業を廃止した事による条例の整理。

全員賛成で可決

◎ 津和野町簡易水道事業給水
条例の一部改正

○ 廃止した津和野地区の上水道
事業を津和野町簡易水道事
業給水条例に加えるもの。

全員賛成で可決

◎ 津和野地区水道基金条例の
設定について

○ 廃止した津和野地区の上水道
事業の剰余金を津和野地区水

道基金として積み立てるため
のもの。

全員賛成で可決

◎ 津和野町監査委員条例の一
部改正

○ 津和野地区の上水道事業を廃
止した事によって監査委員の
仕事を整理したもの。

全員賛成で可決

定住促進条例

この条例は、津和野町の定住
を促進し、活力に満ちた魅力あ
る町づくりを行うためのもので
す。

① 若者定住促進奨励金

○ ふるさと就労奨励金

○ 若者Uターン奨励金

○ 若者転入奨励金

○ 鯉、恋祝い金

以上の奨励金等を受けられる

のは一五歳以上四〇歳以下の男

女で、町長が認めた者で津和野

町内に平成十八年四月一日から

住居ある人が対象となります。

○ 出産祝い金

○ 少子化対策推進功労金

以上の奨励金等を受けられる

のは、町長が認めた者で津和野

町内に平成十八年四月一日から

住居ある人が対象となります。

② 農業研修生受入助成金

③ 産業後継者派遣研修事業

以上の奨励金等を受けられる

のは、町長が認めた者で津和野

町内に平成十八年十月一日から

住居ある人が対象となります。

※詳しくは窓口か情報企画課に

お問い合わせ下さい。

平成十八年度 島根県町村議会

議員研修会開催される。

十月三日に松江市「タウン
プラザしまね」において県下
一三町村の議員約二〇〇名の
参加のもとに県町村議会議員
研修会が開催されました。

今回は議会の活性化、新政
権の展望についてのテーマで
二人の講師のお話を聞きました。

『新しいまちづくりチャレ
ンジ／私の議員体験から』と
いう演題の由布市議会議員
小林華弥子氏からは「最も暮
らしやすい町こそ、最も良い
観光地」であることや旧湯布
院町合併問題、町づくりと議
会議員の役割といった講演を
聞きました。

『安倍新政権への反応と参
院選への展望』と題した政治
ジャーナリスト河崎曾一郎氏
(元・NHK解説委員)の講
演では「安倍政権の最大の課

題は来年行われる参院選の勝
利」。これが今後の政局の大
きなポイントであるとの話や
小沢・民主党の基本戦略につ
いてのお話を聞きました。

この議員研修会には本町か
らは、一四名の議員が出席し
ました。



「安倍新政権への反応と参院選への展望」河崎曾一郎氏

工事請負契約

八月二十二日に開催された平成十八年第五回臨時会で二件、九月二十二日から開催された第六回定例会で一件の工事請負契約の締結を承認しました。

平成十八年度津和野町地域情報化施設整備事業（工事）

○契約の方法

指名競争入札

指名業者 五社

○契約の金額

四億六、五二五万円

○契約の相手方

広島市中区袋町五番二五

株式会社日立製作所

中国支社

支社長 片山三太郎

○工事場所

津和野町内

ケーブルテレビ未設置地域

○完成

平成十九年二月二十八日

◆ ◆ ◆
平成十八年度日原地区簡易水道事業 小瀬ポンプ場建設及び送配水管布設事業

○契約の方法

指名競争入札

指名業者 一三社

○契約の金額

五、九四三万円

○契約の相手方

津和野町青原一五二番地

有限会社 平野建設

代表取締役 平野国臣

○工事場所

津和野町富田、

柳村地内

○完成

平成十九年一月三十一日

◆ ◆ ◆
平成十八年度中曽野簡易水道区域拡張工事

○契約の方法 指名競争入札

指名業者 一三社

（内三社は辞退）

○契約の金額

一億二、六〇〇万円

○契約の相手方

津和野町森村イ四二番地一

株式会社栗栖組

代表取締役社長 栗栖志匡

○工事場所

津和野町吹野地内

○完成

平成十九年三月二十六日

議会议誌

（六月以降）

7月4日 山口線利用促進協

議会監査

13日 鹿足郡議長会

（吉賀町）

14日 全員協議会

26日 鹿足郡新人議員

研修会（吉賀町）

27日 文教民生常任委員

会所管事務調査

8月11日 益田地区広域市町

村圈事務組合議会

（益田市）

22日 第五回臨時会

25日 文教民生常任委員

会所管事務調査

31日 経済常任委員会

管事務調査

9月11日 文教民生常任委員

会所管事務調査

19日 議会運営委員会

9月22日 九月定例会

10月17日

9月28日

10月4日

決算審査特別委員会

編集後記

実りの秋も少しずつ深まりを増しています。

今年は、長雨による日照不足等で必ずしも良い秋とはならなかった様です。

新しい議会も開催される毎に活発な議論が展開されています。

できるだけ、その内容について多く皆様方にお知らせをしているつもりです。ただ、少しわかりにくい言葉等もあるかと思えます。疑問な点や御意見を遠慮なくお寄せいただいて、よりよい議会だよりとしたいと考えています。

次回の定例会は十二月です。町民の皆様方のご感想をお待ちしています。

編集委員

竹内志津子

青木 克弥

藤井貴久男

青木登志男

須川 正則

道信 俊昭

